

高齢者福祉特集
第2弾

在宅で生活される高齢者のかたへ ご利用ください、高齢者福祉サービス

市では、在宅で生活されている高齢者が自立した生活と安定した生活を送れるとともに、在宅介護しているご家族の負担軽減のため、高齢者福祉サービスを行っています。ぜひ、ご利用ください。

介護保険の対象とならないかたへ

介護が必要な状態にならないよう、次の自立支援・介護予防サービスをご利用いただけます。

生活支援ショートステイ

自宅で生活することが困難な場合、日常生活の支援と指導のために、1回の利用につき7日間程度まで老人ホームを利用できます。なお、事前に所定の健康診断書を提出することが必要です。

対象市内在住の入院治療が必要ないかたで、日常生活に支障のある65歳以上のかた 利用ホーム・費用1日

あたり) 軽費老人ホーム・養護老人ホーム: 1千730円 特別養護老人ホーム: 2千250円

生きがいデイサービス

デイサービスセンターで健康チェック、日常動作訓練、給食サービスなどを利用できます。なお、事前に所定の健康診断書を提出することが必要です。

対象市内在住で、心身の状況により、日常生活に支障がある65歳以上のかた 費用1日あたり)900円 施設狭山台北小学校内デイサービスさくらのび956 1751

生活援助員などの派遣

ホームヘルパーなどが高齢者の自宅を訪問し、生活必需品の買い物、洗濯、掃除、調理など、日常生活を援助します。

対象市内在住で、心身の状況により、日常生活に支障がある65歳以上のかた 費用1時間あたり)170円 軽減あり

日常生活に支障のあるかたへ

できる限り住み慣れた自宅で生活できるよう、次の生活支援サービスを利用できます。

日常生活用具の給付・貸し出し

安定した日常生活が送れるように、用具を給付します。また福祉電話をお貸しします。

対象・用具 市内在住の65歳以上のかたで、歩行に支障のあるかた: シルバーカー 介護保険の対象となるかたは、介護保険の福祉用具を利用していただきます。ひとり暮らしのかたなど: 火災警報器、自動消火器、電磁調理器、ひとり暮らしで所得税が非課税のかた: 福祉電話 費用 生計中心者の所得税額に応じて0円~全額

おむつの給付
生計中心者の所得税の課税状況に



「デイサービスさくらの」には、毎日歌声と笑い声が響いています。

応じて、月9千円~1万6千円分の範囲内で紙おむつをお届けします。施設を利用しているかたや医療機関に入院しているかたは対象外です。対象市内在住の、65歳以上で常時失禁状態にある、在宅で寝たきりなどのかた 費用限度枚数内無料

訪問理容サービス

市内の理容師が自宅を訪問し、カット、シェービングなどを行います。1年間に6回まで利用できます。

対象市内在住で、寝たきりなどで理容店へ行くことが困難な65歳以上のかた 費用(1回あたり)3千円



写真右：「緊急通報サービスのおかげで、毎日安心して暮らせるようになりました。」写真左：「デイサービスは週に1度のお楽しみ。みんなと過ごす時間で体も気持ちもリフレッシュします。」



緊急通報サービス

ひとり暮らしのかたの緊急事態に対応するため、ボタン一つで受信センターを経由して消防署または通報協力員へ連絡します。また、受信セン

ターから、定期的に利用者へ安否確認の連絡を行うほか、話し相手となったり、簡単な相談も受け付けます。

設置する場合、合鍵を用意していただきます。

対象市内在住で、慢性的な病気などのために日常生活で注意を要する65歳以上のひとり暮らしのかた、それに準ずるかた 費用設置費は無料

配食サービス

昼食用の弁当を月曜日から金曜日の希望した日に自宅までお届けします。その際、利用者の安否確認も行います。

対象身体機能の低下などにより自ら食事の支度するのが困難なひとり暮らしのかた、寝たきりのかた 費用(1食あたり)400円

寝具乾燥消毒サービス

市内在住で、ひとり暮らしや寝たきりのかたのいる自宅を訪問し、月2回寝具類の乾燥消毒を行います。また年1回水洗いも実施しています。

対象家庭で寝具類を干すことが困難な65歳以上のひとり暮らしのかた、寝たきりのかた 費用(1回あたり)1千100円 水洗いは〇〜2千200円

在宅で介護をしているかたへ

家族介護者支援事業があります。ひとりで介護の負担を背負わないためにも、ぜひご利用ください。

徘徊高齢者位置情報サービス

徘徊癖のある高齢者にあらかじめ端末機を身に付けていただき、所在不明となったときに受信センターが24時間体制で居場所を調べてお知らせします。介護をするかたは、その情報により早期発見保護できます。

対象市内在住で、65歳以上の徘徊癖のある高齢者を在宅で介護しているかた 費用月額525円 生活保護受給者は免除、初期付属品代、情報提供料が別途かかります

住宅の改修を考えているかたへ

住宅改修費の助成

高齢者の日常生活での危険を防止し、自立した生活が送れるよう、家庭に手すりを取り付けたり床段差を解消するなど、住宅を改修する場合にその費用を助成します。改修にあつ

り、高齢者の心身の状況や住居の状況などを総合的に勘案し、適切な改修とするために、事前に相談のうえ申請していただきます。

対象市内に1年以上お住まいの65歳以上で介護保険の要介護認定に該当しないかたが行う、次の工事 手すりの取り付け 床段差の解消 滑り防止などのための床材張り替え 引き戸などへの扉の取り替え 洋式便器などへの便器の取り替え その他これに付帯する工事 助成額改修工事にかかった費用の2分の1で限度額10万円 補助枠30件

高齢者住宅整備資金の貸付

高齢者の専用居室の増改築またはトイレ、お風呂などを改造する場合、必要な資金をお貸しします。事前の相談が必要です。

対象市内に1年以上お住まいの市税を完納しているかたで、60歳以上のかたと同居する親族 限度額200万円 貸付枠2件 利子無利子 償還期限資金貸付日の属する月の翌月から10年以内 保証人市内に住民票があり一定の所得のある連帯保証人1名 所得制限あり

問い合わせ高齢者福課へ内線1573-1575